

# 読んで得するかわら版

第3号 発行日：平成17年1月1日  
 〒569-0054 大阪府高槻市若松町8-10  
 URL：http://www.capitalpaint.jp/

発行：キャピタルペイント株式会社  
 TEL：072-672-7330(代) FAX：072-672-7336  
 E-mail：capital1@sirius.ocn.ne.jp

さらに生活環境への影響に対応！

## ワンダー水性1液型 新エコマーク認定

エコマーク認定塗料として発売され好評を博している「ワンダー水性1液型」が、塗料に対するエコマーク商品類型の変更により、新たに「塗料 Version1.0」（認定番号：第03126012号）としてエコマーク認定を取得した。

これまでのエコマーク認定基準と大きく変わった点は、塗料中の総VOC成分量が規制された事である。これは、新認定基準が大気汚染防止や塗装工程における作業環境の改善、住環境の改善を図る目的で制定されたからである。これまでの認定基準（芳香族炭化水素類を含まない塗料・塗材および防水材）が『ノントルエン・ノンキシレン』であったのに対し、新認定基準（塗料 Version1.0）が『低VOC』を定めた事になる。そして、この新認定基準が制定された為、これまでの認定基準は廃止となっている。（2003年6月20日廃止）

塗料・塗装業界では、2001年4月に施行されたPRTR法に対応すべく「塗料のノントルエン・ノンキシレン化」が急激に進み、現在では当然に扱われている。この現状を鑑みると、これまでのエコマーク基準がもはや“時代遅れ”であり、廃止に至った経緯は容易に理解できる。そして、近く施行されるVOC排出規制法に備えて、再び塗料・塗装業界が奔走するなか「低VOC」を推奨する動きに変化したことは当然の事と言える。

また、注目すべき点は「ワンダー水性1液型は何も変わっていない」事である。先に述べたように認定基準自体は厳しくなったものの、「ワンダー水性1液型」は元来のまま新エコマーク認定基準を満たしていたのである。開発・販売当初から設定していた環境品質が、ようやくふさわしい認定を取得したと言えよう。

### ～ 塗料に関するエコマーク類型基準の主な違い ～

	塗料 Version1.0 (類型No.126) 2003年6月20日制定 はワンダー水性1液型の品質	芳香族炭化水素類を含まない 塗料・塗材および防水材 (類型No.33) 2003年6月20日廃止
芳香族炭化水素系 溶剤の含有量	溶剤系塗料：10g/リットル未満 水系塗料（エマルジョン）：1g/リットル未満 水系塗料（その他）：10g/リットル未満 （トルエン・キシレン・スチレン・ベンゼンは使用×）	使用していないこと
塗料中の 総VOC成分量	溶剤系塗料：200g/リットル以下 水系塗料（V1）：1g/リットル未満 水系塗料（V2）：10g/リットル未満 水系塗料（V3）：50g/リットル未満	基準なし
添加禁止化学物質	右記を含む計23物質	トルエン・キシレン等芳香族炭化水素化合物 鉛、カドミウム、クロム等の有害物質

他、PRTR法や関連環境法規の遵守、リサイクル容器の使用などが新規準には追加されている。

エコマークとは、財団法人日本環境協会が1989年に発足させた、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つ商品を認定したラベル制度であり、商品数は5,208品目に及んでいる。（2004年9月30日現在）その中で「塗料 Version1」の認

定商品数は23しかなく、「ワンダー水性1液型」のように旧基準の認定期間を経過した後に新基準へ登録されていく商品もあるが、新基準を満たす事が出来ずにエコマークが没収される商品も今後多く出てくると思われる。

## 「悪臭防止法を知っていますか？」

人々の生活が豊かになっていくにつれ、様々な環境問題が引き起こされている。騒音に並び、大きな問題になりつつあるのが悪臭である。この問題に対応すべく1971年に制定された悪臭防止法は、工場や事業場から発生する悪臭について規制を行い、悪臭防止対策を推進する事により、生活環境を保全し、国民の健康に資することを目的とした法律である。当初は、特定の数物質のみが規制対象であったが、1995年の改正により物質の種類にとらわれず「悪臭そのもの」が規制対象となった。実際に臭気を嗅ぐ「官能試験」による、臭気を感じなくなるまでの希釈倍数を元に算出される「臭気指数」の導入である。だが、この法

律について規制する地域や基準などは、地方自治体に委ねられている為、地域によって認知・実施の度合いに大きな隔たりが発生しているのが現状である。とは言え、環境問題への対応が必至とされている現在では、この悪臭防止法の適用に関わらず自発的に臭気に対処していくべきである。

キャピタルペイントは、悪臭防止法の対策に最適な「水性塗料」を市場に活発な展開をしている。キャピタルペイント製水性塗料は、臭気の少なさを高く評価され、通行人の多い歩道に面した施設や換気しづらい施設への現場塗装に多く使用されている。

## 「モーエンアクア Q & A」

不燃材料認定取得の水性塗料「モーエンアクア」に関する皆様からのお問い合わせについて、数多く寄せられるものをまとめました。

Q. 「モーエンアクア」を塗装する事により、内装制限をクリアできるか？

A. 「モーエンアクア」の塗膜そのものは不燃材料認定を取得していますが、これを可燃物の木材に塗装したからといって木材そのものが難燃材料（準不燃材料・不燃材料）になるわけではありません。しかしながら、「モーエンアクア」を塗装する事により、少なくとも木材の表面は難燃処理される為、このことが消防側で評価されれば、内装制限クリアの可能性はあります。従って、「モーエンアクア」のカタログ及び国交省認定書一式を所轄消防署へ提出して確認する事をお奨めします。

平成16年4月埼玉県の幼稚園にて内装制限クリアとなった実例をはじめ、全国で同様の例があります。



Q. 防火塗料の中には木材用のものがあるが、それらは塗膜を極端に厚塗りしなければならず、また塗膜ボケにより木目が活かされていないものが多いが、「モーエンアクア」はどのようなものか？

A. 厚塗りタイプの耐火塗料や防火塗料は、熱が当たると発泡して炭化層を形成するものですが「モーエンアクア」はこのタイプではありま

せん。「モーエンアクア」はJIS-A-1321-1994に基づく難燃一級試験合格品及び国交省不燃材料認定品として、あくまでも建築塗装現場で一般木部塗装仕上げが簡単に出来るように設計されております。しかも、その塗膜は全くボケずに木目をそのまま綺麗に活かして仕上げる事が出来ます。



Q. 着色（染色）仕上げはどのようにするのか？

A. 「モーエンアクア」は下塗りも上塗りもクリヤーの為、着色する場合は木材へ直接下地着色としてワンダー水性1液型（各色）を塗装してください。



Q. 不燃木材や準不燃木材への「モーエンアクア」塗装はできるのか？

A. 難燃薬剤を加圧注入した木材（不燃・準不燃など）は基本的に水性塗料と相性が悪く、「モーエンアクア」も水性ウレタンなので塗装はできません。溶剤タイプの「モーエン2」をご使用ください。

他、寄せられる質問について別途詳細・実例を含んだ資料を作成し、後日カタログやホームページにてお届けする予定です。